

議第33号

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とする。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第19号を次のように改める。

(19) 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除